

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準及び添付書類

No.	基準	添付書類
(1)	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合	不要
(2)	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 ※特別地域は、山村振興法第 7 条第 1 項により指定された振興山村（旧依上村，旧佐原村，旧黒沢村，旧生瀬村）	不要
(3)	判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合	不要
(4)	判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち，それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど，サービスの利用が少数である場合	不要
(5)	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合	地域ケア会議等で意見・助言を受けた場合は，「地域ケア会議等で意見・助言を受けた計画に係る概要書（別紙 3）」
(6)	判定期間中に新規指定を受けた場合	不要
(7)	判定期間中に休止をした場合	不要